

内閣総理大臣指示

〔平成15年 6月 18日
第14回経済財政諮問会議〕

- ・ 三位一体の改革は、「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、「地方が自らの創意工夫と責任で政策を決める」、「地方が自由に使える財源を増やす」、「地方が自立できるようにする」ことを目指すもの。
- ・ これを実現するため、第1に、国庫補助負担金について、「改革と展望」の期間である平成18年度までに、広範な検討をさらに進め、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。その際、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革する。
- ・ 第2に、「改革と展望」の期間中に、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては、税源移譲する。その際、税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。

- ・ 第3に、地方交付税の改革については、「改革と展望」の期間中に、交付税の財源保障機能全般を見直して縮小し、交付税総額を抑制する。こうした取組み等により、交付税への依存体質からの脱却を目指す。また、不交付団体の人口の割合を大幅に高めていく。
- ・ この方針の下、三位一体の改革を強力に推進するため、関係閣僚のご尽力をお願いしたい。
- ・ 特に、来年度、更にそれ以降の予算編成において、15年度予算における三位一体改革への取組み、芽出しの上に立って、一層の改革を実現していくこととしたい。